

北海道立総合体育センター指定管理者候補者決定基準

令和 3 年 1 0 月

北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- ア 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること
- イ 道立施設の管理を目的として基本財産又は資本金等に出資又は出損を受けていないこと

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、失格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手続条例施行規則第5条＞

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における体育センターの指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で1,226,761,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が体育センターについて複数の申請をしている場合
 - ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第4条＞

(選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 体育センターの性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、体育センターの性質又は目的に応じて定める基準は、次のとおりとする。

- ① 地域（関係機関等）との具体的な連携内容について提案されていること。
- ② 利用者ニーズを踏まえたスポーツ教室等、体育・スポーツ振興のための事業の企画・運営により、道民の健康増進・スポーツの振興に資することが期待できること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須審査項目及びⅢ(3)の加点審査項目に係る審査項目の2種類とする。

Ⅲ 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

【表1】に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要な十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、【表2】に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、【表3】に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定した。（つまり、ここで審査項目として定めた事項は、道が申請者の創意工夫を期待しているものであり、配点を高く設定した審査項目は、より期待している趣旨である。）

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、【表4】（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

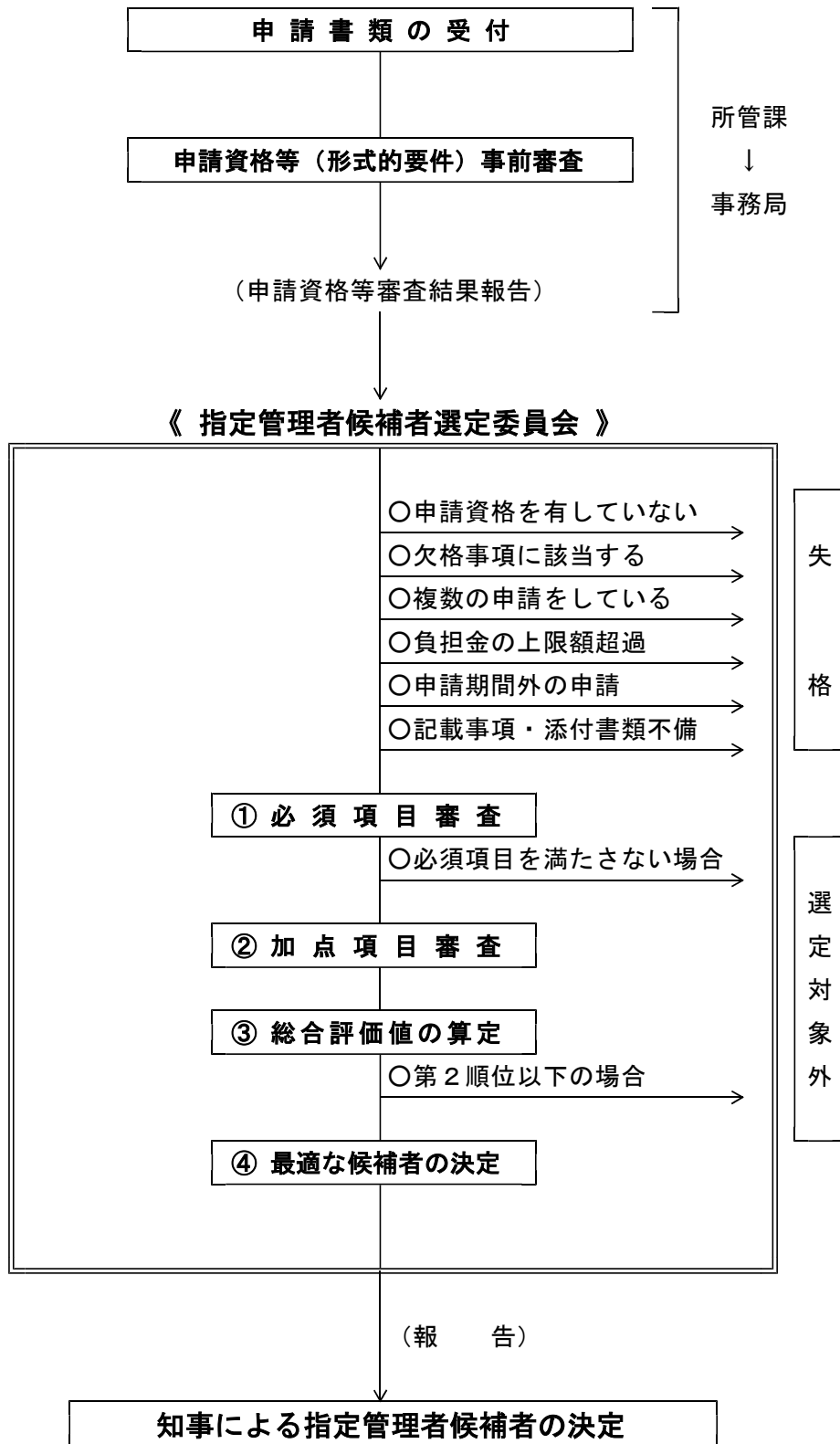
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領（準則）第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目						
① 申請資格を有していること						
② 欠格事項に該当していないこと						
③ 複数の申請をしていないこと						
④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること *注1						
⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること *注2						
⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと						
申 請 資 格			単体	コンソーシアム (構成員)		
		説 明				
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	○	○		
イ	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	○	○ *注3		
ウ	道立施設の管理を目的として基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。	出資又は出捐相当額を返戻している場合はこの限りではない。	○	○		
欠 格 事 項			単体	コンソーシアム (構成員)		
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体				○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者				○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は清算法人				○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 ① 道の知事 ② 道議会の議員				○	○

注1 指定期間内における利用料金収入見込額の総額を控除した額とする。

注2 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注3 コンソーシアムの場合は、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選定基準	必須審査項目	適合状況 (主な審査資料)
① 正当な理由がない限り住民が施設を利用すること及び施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと	(業務計画書)
	【要求水準の充足】 b) 業務の細目ごとに要求水準を満たしていることが確認できること	(業務計画書)
	【安全確保等】 c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定められた水準を満たしていること。 d) 施設全体に関する事故防止策を定めていること	(業務計画書)
	【道全体として取り組むべき課題への対応】 e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること f) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の1～9に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること g) ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること	(業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること	(業務計画書)
	b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を満たしていること。 【資産及び財務の状況】 c) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと	(財務関係資料)
	【法令遵守能力等】 d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること f) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処され、その執行を終えていないものがないこと g) 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと	(定款、寄附行為、誓約書等)
	h) 社会保険等の届出義務を履行していること	(社会保険等届出義務履行証明書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書 収支計画書)
⑤ 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 ア 地域（関係機関等）との具体的な連携内容について提案されていること。 イ 利用者ニーズを踏まえたスポーツ教室等、体育・スポーツ振興のための事業の企画・運営により、道民の健康増進・スポーツの振興に資することが期待できること。	【地域との連携】 a) イベント開催時の交通規制の周知など、地域町内会等との連携方策が提案されていること b) 地域の体育・スポーツ活動等の事業開催等について、支援を行うこと 【体育・スポーツ振興事業の実施】 c) 利用者のニーズの把握に関する具体的な方策が記載されていること d) 体育・スポーツ振興に関するスポーツ教室等の事業が記載されていること	(業務計画書 収支計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】 加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審 査 項 目	配点
条例 第四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号)	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【5点】
	①施設の利用に当たり、利用者の平等利用を確保できること。	(5点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【20点】
	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	(5点)
	② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	(5点)
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	(5点)
	④ 地域住民等との協働の視点による地域一体型の事業が期待できること。	(5点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【20点】
	① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。	(10点)
	② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。	(8点)
③ ②に加え特に、公の施設に係る管理運営実績があり、高い水準での管理運営が期待できること。	(2点)	
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【35点】	
① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	(30点)	
② 収支計画書の内容が適切であること。	(5点)	
第 四 条 関 係 (五 号)	5 施設の性質又は目的に応じて定める基準	【20点】
	① 地域（関係機関等）との具体的な連携内容について提案されていること。	(10点)
	② 利用者ニーズを踏まえたスポーツ教室等、体育・スポーツ振興のための事業の企画・運営により、道民の健康増進・スポーツの振興に資することが期待できること。	(10点)
	合 計	100

【表4】評価方法

定	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
性的 的 評 価 項 目 に 対 す る 五 段 階 評 価	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、 非常に的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で 非常に優れている。	A	配点×1
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、 的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で 優れている。	B	配点×0.75
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、 おおむね的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で おおむね水準を満たしている。	C	配点×0.5
	○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識が 認められる。 ○ 提案内容に有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が あまり認められない。	D	配点×0.25
	○ 当該評価項目についての理解・認識がなく、 提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が 認められない。	E	配点×0
価格 に 対 す る 評 価	<p>○ 申請者中、<u>収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（5ヶ年の総額））」</u>が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。</p> <p>○ 他の申請者の得点は、以下のとおり、1位の価格（最低価格）との比率により算出する。（最低入札価格除算方式）</p> <p><算出例></p> <p>配点が30点の場合</p> <p>Aグループ：道が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点 → 30点×1.00=30点</p> <p>Bグループ：道が支払う管理費用総額 55,600千円（2番札） 得点 → 30点×50,000千円/55,600千円 = 26.978点 ≒ 26.98点（小数点以下第3位四捨五入）</p>		

•|| B 8o% _ €•0Û o b0i!!

“|| ì _ \ S W Z c › B 8o% H \ _ _ &g M0Û o !8o b0i!! ? } B †/œ 8
 ›0Û o !8o b4) B"á>& 62Š Ø>' _ Ä L Z /²>2 _ | ~0Û o †/œ :
 S T K >2 b q b 4(@ - v : 'ö # . 2 b) r 8 _ 6ö M • 0Û o !8o _ X 8 Z c /²>2
 _ > E • o A _ P M • 0Û o _ ° 3 U M • % 2 _ | •

0Û o !8o b0i!!

>/ G \ ^ ! # ä @ ^ 87H ~ + , @ ‹0¿ † < # Ý M • G \ † Ä r ^ 8 v b [6 • G \ | g + ,
 @ ‹0¿ † < # Ý M • G \ _ X 8 Z Y \ ^ j 9 \$ x v ~ ... 8 † K ^ 8 v b [6 • G \

>3!!

q ‹0¿ b < # Ý _ \ S ~ < # Ý * ... b ' ¼ < # Ý † & - [A • G \ 4Ä!! >3!!

0Û o !8o
 Ñ ' ¼ < # Ý † & - M • S u b ½ / \$ x m 2 @ % ~ 3 , r ∈ Z 8 •
 Ñ < # Ý D 7 H x " ! * ... b s w < ^ < # Ý \ ^ W Z 8 ^ 8 > •

>0 »0£#i b Æ @ ‹0¿ b # Ý † q ± 7 H _ \$ î y | O • v b [6 • G \ >0>!!

q < # Ý • 4 b % ' Ç @ w ? X ö b 6 • v b [6 • G \ 4Ä!! >3!!

0Û o !8o
 Ñ < # Ý • 4 b ! 0 £ # i @ < # Ý " g # b \$ x & ^ (Ò _ ö Y 8 S v b \ ^ W Z 8 •
 Ñ ‹0¿ b < # Ý i 6 ë @ < # Ý * ... b ½ î - † 2 Ä r < Z 3 > _ 0¿ | ∈ Z 8 •
 Ñ ... æ | g « î î ¶ K / ' ¼ | b > A ? E ' ¼ † 3 û L > , < # Ý • 4 _ € • "] ^ % ' Ç @ †
 ... [A •
 Ñ Q p _) Ä @ • f ∈ S f L @ ^ | ∈ Z 8 •
 Ñ 4 (b ! » î ! _ 6ö M • / œ 0 £ # i _ m F • % † 4) B _ ¥ E S ½ / \$ x ^ v) è
 ¥ b Ý ž « b < š D _ ¥ E S + - z \$ x ^ v) @ f L | ∈ Z 8 •
 Ñ < # Ý * ... b < > ö ¥ V b S u ‹0¿ < # Ý _ € • # æ 1 3 ^] b m) F A _ X 8 Z œ å Û -
 à i x ÿ Ö µ @ x b « ô í b _ ° ^] @ £ > & ‹ > ' | ∈ Z 8 •

r < # Ý * ... b < > @ W } € 2 A b 9 x 8 \$ î Ä « b f j @ † ... [A • G \ 4Ä!! >3!!

0Û o !8o
 Ñ f L | ∈ S \$ î Ä « @ < # Ý * ... ½ î - † \$ x & _ • q K S v b \ ^ W Z 8 •
 Ñ - â ± î ç µ ° † q # Ý M • ^] ~ K S _ f j > & ‹0¿ Æ / œ ! Æ ' ¼ > ' @
 † ... [A •
 Ñ Ä £ 7 € @ 8 * ... 9 x < K * ... ' ¼ | b 4 Ä Ö _ 6ö M • f L @ ^ | ∈ Z 8 •
 Ñ < # Ý * ... | b \$ î Ä « f j b 4 Ä Ö _ X 8 Z f ∈ S f L @ ^ | ∈ Z 8 •

s ' ö # . 4 b ö • % 5 * x 4 8 b % ' Ç @ ¶ b ‹0¿ b % \$ x 6ö € 2 ç \ Z œ ö @ W } ∈ S
 v b [6 • G \ 4Ä!! >3!!

0Û o !8o
 Ñ ! > ' ¼ b • ! > 7 5 F ' Ç @ f L | ∈ Z 8 •
 Ñ , ^ _ > f 0 [f † 3 ç 3 ÿ ? X 4 :) _ P Ä [A • % ' Ç @ f L | ∈ Z 8 •
 Ñ Y b ! Ä _ 7 • K S F ô / D i g ó ² P ' Ç ' ¼ @ ½ / \$ x _ % ~ 3 , r ∈ Z 8 •

t ... æ + ' ¼ \ b > b 0 i l l _ | • ... æ M / ° b ! @ † ... [A • G \ 4Ä!! >3!!

0Û o !8o
 Ñ + , _ \ W Z g • - ' @ 9 x r • | : ^) Š 6 • > ! @ f L | ∈ Z 8 •
 Ñ ... æ + ' ¼ [S B M • < # Ý * ... 1 Ý x ... æ q ' ¼ \ b 4 @ W } ∈ ‹0¿ b Ý
 \$ x ^ ' ö # . 4 _ < # Ý * ... b - 0 b † (o î [A • / D Y C ~ @ f L | ∈ Z 8 •

